

防府市要保護児童対策地域協議会設置及び運営要綱

平成 18 年 12 月 1 日制定

(目的及び設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童（法第 31 条第 4 項に規定する延長者及び法第 33 条第 8 項に規定する保護延長者（以下「延長者等」という。）を含む。以下「要保護児童」という。）の適切な保護又は法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童（以下「要支援児童」という。）若しくは同項に規定する特定妊婦（以下「特定妊婦」という。）への適切な支援を図るため、法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、防府市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第 2 条 協議会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うこと。
- (2) 支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこと。
- (3) 支援対象児童等に関する広報、啓発活動の推進に関すること。
- (4) 関係機関等の連携及び協力の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる関係機関等で組織する。

(構成)

第 4 条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議で構成する。

- 2 代表者会議は、協議会の総括事項を担当し、関係機関等の代表者で構成する。会議は、おおむね年2回開催する。
- 3 実務者会議は、支援対象児童等に関する事例の全体事項を担当し、要保護児童対策調整機関（法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関をいう。以下同じ。）が指名する関係機関等の担当者で構成する。会議は、必要に応じて開催する。
- 4 個別ケース会議は、支援対象児童等に関する個別の事例に関する事項を担当し、要保護児童対策調整機関が指名する関係機関等の担当者で構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、防府市健康福祉部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（要保護児童対策調整機関）

第6条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）として防府市健康福祉部子育て支援課を指定する。

- 2 調整機関に、法第25条の2第6項に規定する調整担当者を置く。

（運営）

第7条 代表者会議の議長は、会長をあてる。

- 2 代表者会議は、過半数の関係機関等の代表者の出席がなければ開くことができない。
- 3 実務者会議の議長は、会議を構成する者の互選により選出する。個別ケース会議の議長は、第6条に規定する調整機関の職員が議長となる。
- 4 協議会は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 協議会は、必要に応じて、関係機関等に対し、資料又は情報の提

供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 法第25条の5の規定に基づき、協議会の構成員又は構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(調整機関の業務)

第9条 調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び養育支援訪問事業を行う者、母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	関 係 機 関 等
国又は地方公共団体の機関	防府市健康福祉部 防府市教育委員会学校教育課・生涯学習課 防府市立小学校 防府市立中学校 防府市内県立高等学校 山口県立防府総合支援学校 防府市消防本部 山口県中央児童相談所 山口県山口健康福祉センター 山口県立総合医療センター 防府警察署生活安全課 山口地方法務局人権擁護課
法人	社団法人防府医師会 社会福祉法人防府海北園 防府市の社会福祉法人保育園 防府市の学校法人幼稚園 学校法人私立中学校 学校法人私立高等学校
上記以外の者	防府人権擁護委員協議会 防府市民生委員児童委員協議会 防府市母子保健推進協議会 養育支援訪問事業のこども家庭支援員 障害者相談支援事業所 指定特定障害児相談支援事業所 指定特定障害者相談支援事業所 防府市障害者相談事業所 その他市長が認めた者